

# 戸田市自治基本条例推進委員会委員応募票

年 月 日

次のとおり、戸田市自治基本条例推進委員会委員に応募します。

住 所	〒 一	
※ 市外在住の方はご記入ください。		
※勤務先・学校	名 称： 所在地：戸田市	
※所属団体	団体名： 活動内容：	
※ボランティア活動	活動内容：	
ふりがな	性 別	
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 ※令和8年4月1日現在)	
電話番号 (日中連絡がつくもの)		
メールアドレス		
応募動機		

- ※ 令和8年2月13日（金）必着で郵送、FAX、メール、直接提出のいずれかでお申し込みください。
- ※ 裏面の注意事項を必ずご確認ください。
- ※ ここで集めた個人情報は、委員会以外の事務で使用することはありません。

## 《お問い合わせ・申込先》

戸田市役所 市民生活部 協働推進課 協働推進担当

住所：〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話：048（441）1800 内線651

FAX：048（433）2200

メール：community@city.toda.saitama.jp

## **【注意事項】**

次のいずれかに該当するときは、自治基本条例推進委員会委員（以下「公募委員」という。）として認められませんので、ご留意ください。

- (1) 令和8年4月1日において18歳未満の者
- (2) 自治基本条例第3条に定義されている「市民」の範囲外の者

### **※自治基本条例第3条**

この条例における用語の意味は、次に定めるとおりとします。

- (1) 市民 次に掲げるものをいいます。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に通勤し、又は通学する者
  - ウ 市内で事業を営むもの
  - エ 町会・自治会その他の地域における公共的活動を行う団体（以下「町会・自治会等」といいます。）
  - オ 市内で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う個人又は団体（以下「ボランティア団体等」といいます。）

- (3) 公募委員として、中立性及びその品位を損なうおそれのあるとき。
- (4) 公募委員の地位を利用し、政治活動又は宗教活動を行うおそれのあるとき。
- (5) 公募委員として、公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (6) 社会的信用を失墜するような行為のあったとき。
- (7) 申込内容を偽り、又は誤りを知りながら訂正せず申込みを行ったとき。
- (8) 戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に基づき委員として妥当でないとき。
- (9) その他公募委員として妥当でないと市長が認めるとき。

### **(選考結果について)**

選考の結果、ご希望に沿えず委員となれない場合があります。

あらかじめご了承ください。

※選考結果は、ご応募いただいた方、全員に通知にてご連絡いたします。